

能代市一般廃棄物処理基本計画
し尿及び生活雑排水処理編

平成21年7月 策定
平成26年5月 見直し

能 代 市

1. し尿及び生活雑排水処理に係る理念・目標について

すべての生物は、さわやかな大気、清らかな水、緑豊かな土地など自然がもたらす恵みのなかで互いに調和し、生命を育んでいます。近年の人間の営みは、この調和のとれた地球環境に様々な影響を及ぼしています。

わたしたちは、毎日の生活が、環境に影響を与えていることを認識し、行動しなければなりません。

水は自然界において、降水、浸透、貯溜、流下、流入、蒸発等により循環し、その過程で汚濁物質を浄化していますが、社会経済活動を通じて様々な形態で循環利用され、利用の各段階で水環境への負荷が発生しています。

このため、生活排水等を適正に処理することは、快適な生活環境を確保するとともに、河川などの水環境を保全するために重要であり、市民、事業者、行政は、環境とのかかわりについて理解と認識を深め、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備に取り組み、地域環境の保全に努めなければなりません。

2. し尿及び生活雑排水処理の基本方針について

公共下水道、農業集落排水や合併処理浄化槽といった生活排水処理施設の整備については、基本的に平成20年度に策定し、平成25年に中間見直しされた「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、“効率的且つ効果的な整備”を推進していきます。

3. し尿及び生活雑排水処理人口の推移について

し尿及び生活雑排水処理人口の推移については、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、次の表のとおりとします。

処 理 人 口	H20 まで	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公 共 下 水 道	23,848	23,318	23,438	24,015	24,704	25,136	25,547	25,925	26,272	26,587	26,870
農 業 集 落 排 水	270	262	264	256	252	241	236	229	224	217	212
合併処理浄化槽	5,720	6,069	6,405	6,667	6,255	6,407	6,507	6,603	6,700	6,795	6,886
集合区域内浄化槽	5,886	6,230	6,436	6,492	6,383	6,443	6,494	6,529	6,592	6,593	6,622
汚水処理人口計	35,724	35,879	36,543	37,430	37,594	38,227	38,784	39,286	39,758	40,192	40,590
住民基本台帳人口	61,416	60,578	59,985	59,204	58,527	56,597	55,757	54,916	54,102	53,260	52,417
普及率 (%)	58.2	59.2	60.9	63.2	64.2	67.5	69.6	71.5	73.5	75.5	77.4

※ H24 まで実績、H25 から計画

※ 平成25以降の人口については、国立社会保障・人口問題研究所のH25.3.27公表版の数値を基に推計

4. 基本目標について

汚水処理人口の目標については、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、次のとおりとします。なお、計画の期間については、平成30年度までとします。

事業種別	H30 末	
	処理人口 (人)	普及率
公共下水道	26,870	51.2%
農業集落排水	212	0.4%
合併処理浄化槽	6,886	25.8%
集合区域内浄化槽人口	6,622	
計	40,590	77.4%

5. 目標達成に向けて

(1) 生活排水処理施設整備等に関する事業計画の基本的方向

【能代地域】

① 下水道事業

全体計画に基づき整備を進めます。

全体計画面積	1,761ha
整備終了予定	平成 56 年度

② 農業集落排水事業

集合処理・個別処理の経済比較検討で、全 22 地区の経済比較を行った結果、農業集落排水事業で実施した場合の最低加入割合を 90%と設定した場合、「鳥形地区」、「須田・竹生地区」及び「町辺・苧橋・魔面地区」の 3 地区が集合処理で整備した方が優位となりましたが、平成 21 年度に地区住民の意向調査を実施した結果、所定の同意が得られなかったため、全 22 地区を合併処理浄化槽（恒久地域）により整備を進めます。

③ 合併処理浄化槽設置事業

下水道事業全体計画区域のうち事業計画区域外が「暫定区域」、下水道事業全体計画区域及び農業集落排水事業区域以外の区域が「恒久区域」となります。

恒久区域は平成 24 年度から市町村設置型により整備を進めております。

【二ツ井地域】

経済判定による集合処理・個別処理の検討では、4地区で集合処理が有利となりましたが、すでに全域が合併処理浄化槽による整備が進んでおり、今後、集合処理で整備を進めることは難しいことから、今後も地域全体を合併処理浄化槽（市町村設置型）により整備を進めます。

(2) 生活排水処理施設整備手法

生活排水等を処理するための施設整備は、相当な期間や費用を必要としますが、市民生活においては、早期実現が望まれる事業であるため、国等への働きかけをし、積極的に生活排水処理施設整備事業の推進を図ることにします。

生活排水処理施設整備手法別比較につきましては、表－1 に掲げました。

(3) 水洗トイレ改造融資あっせん制度

汲み取りトイレを水洗化したり、浄化槽を廃止して下水道等に接続する際の資金については、融資の上限額が100万円で返済回数が50回以内の融資あっせん制度を利用できます。利子は次に該当する場合、市が全額負担します。

① 下水道を使用できることとなった日から3年以内に水洗化工事をする方

② 合併処理浄化槽で水洗化工事をする方

表一 生活排水処理施設整備手法別比較

区分	下水道	農業集落排水	合併浄化槽			
			能代地域			二ツ井地域
			暫定区域	恒久区域		
			個人設置型	個人設置型(～H23)	市町村設置型(H24～)	市町村設置型
対象地域	事業計画区域内	浜浅内地区(供用済)	下水道事業全体計画区域内で事業計画区域を除く区域	下水道事業全体計画区域及び、農集区域を除く区域		二ツ井地域全域
個人負担金 または 市補助金	宅地の面積による 480円/m ² (5年分割)	浜浅内 40万円/戸	補助金制度 ※2 H26までは国基準額に市の補助金を上乗せした額 5人槽392,000円(40,000円) 7人槽501,000円(60,000円) ※金額のうち括弧内は市の上乗せ額	H23で廃止	5人槽 150,700円/基 7人槽 204,100円/基	H21まで 設置工事費の1/10 H22～ 国標準工事費の1/10 ※3 H27～ 能代地域と同額になる予定
維持管理	市	市	個人	個人	市	市
使用料 ※1	約2,800円/月 (20m ³)	約4,000円/月 (4人世帯)	自己負担額 5人槽 約37,200円/年 (約3,100円/月) 7人槽 約40,800円/年 (約3,400円/月)	自己負担額 5人槽 約37,200円/年 (約3,100円/月) 7人槽 約40,800円/年 (約3,400円/月)	自己負担額 5人槽 2,376円/月 7人槽 3,240円/月	能代地域と同額

※1 下水道、農業集落排水、市町村設置型合併処理浄化槽の使用料は平成26年4月現在の料金です。

※2 個人設置型の平成20年度の国基準額(5人槽352,000円 7人槽441,000円)

※3 市町村設置型の平成20年度の国標準工事費(5人槽882,000円 7人槽1,104,000円)